記載例１……転勤等により８月分から新しい勤務先で特別徴収する場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
※市町村処理欄			

○○○ 市（町村）長 令和 ×× 年 ○○ 月 △△ 日提出	給与支払者（特別徴収義務者）	住所（居所）又は所在地	〒 012-3456 ○○県××市△△１－２－３
		フリガナ	カブシキガイシャ　マルバツショウジ
		氏名又は名称	株式会社　○×商事
		代表者の職氏名	代表取締役　特徴　太郎
		個人番号又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

特別徴収義務者指定番号	12-34567
宛名番号	1234
※市町村ごとに異なります	
連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係：人事課人事労務係 氏名：特徴　花子 電話：000-000-0000（内線 123）

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ　イチロウ				
123456	氏名	鈴木　一郎（旧姓）	円 140,000	6 月から 8 月まで 円 35,600	9 月から 5 月まで 円 104,400	××・8・31
生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日					
個人番号						
１月１日現在の住所	○○県××市△△３－２－１					
給与の支払を受なくなった後						

異動の事由
1. 退職
2. 転
3. 休職・
7. その他（特別徴収不可）

異動後の未徴収税額の徴収
① 特別徴収継続
2. 一括徴収（１月以降は必須）
入
理由

※「7. その他（特別徴収不可）」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。
所で、特別徴収・普通徴収として扱う乙欄
として扱う事業専従者（個人事業主のみ該当）

８月末で退職する給与所得者が、９月末から新しい会社で特別徴収する場合。

◎給与の　なくなった後の月割額（未徴収税額）を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

		徴収予定		
日		徴収予定月日	徴収予定額	徴収予定額合計（上記(ウ)と同額）
以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・	円	円
異動者印		・	円	
		・	円	

相続人の氏名等			
氏名		続柄	
住所			

転居等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

新しい会社で特別徴収を開始する月（９月）とその月割額を記載します。

◎転勤（転職）等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号（※ 新規事業所の場合は記入不要です。）	98-76543	連絡先の氏名及び所属課、係名並びに電話番号	課・係：庶務課社員係
新しい勤務先の住所（居所）又は所在地	〒 654-3210 ○○県××市△△１－２－３		氏名：特徴　進
フリガナ	マルバツフドンサン　カブシキガイシャ		
氏名又は名称	○×不動産　カブシキガイシャ		電話：111-111-1111（内線 222）
代表者の職氏名	代表取締役　特徴　次郎		
法人（個人）番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	受給者番号	123456

新しい勤務先では
月割額　11,600　円を
9 月分から徴収し、納入します。

新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。
納入書　要　・　不要

※市町村記入欄

【提出先】〒406-0031　笛吹市石和町市部809番地1　笛吹市役所　総務部　税務課　市民税担当

御注意

1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3. 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
4. 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。